

令和4年1月 26 日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

大寒の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、既に適用されている16都県に続き、兵庫県を含む18道府県に、令和4年1月27日から、まん延防止等重点措置が適用されることになりました。

つきましては、川西市新型コロナウイルス感染症対策本部会議並びに県から新たに発出された通知等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて、下記のとおり一部変更いたします。なお、変異株であっても、基本的な感染予防策としては、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨されています。学校園所においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校園所運営を推進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和4年1月 27 日から実施いたします。なお、この取扱いについては留守家庭児童育成クラブも同様とします。

### 記

#### 1 変更点

##### 令和4年1月26日まで

- ・ 幼児児童生徒および幼児児童生徒と同居する家族等が、医師や保健所の指示でPCR検査を受ける場合、結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
- ・ 感染が心配で、登校園所を見合わせる場合、学校園所に相談の上、出席停止扱いとすることができる。

##### 令和4年1月27日から

- ・ 幼児児童生徒および幼児児童生徒と同居する家族等が、医師や保健所の指示でPCR検査や抗原検査を受ける場合、結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
- ・ 感染が心配で、登校園所を見合わせる場合、出席停止扱いとすることができる。
- ・ 小、中、特別支援学校においては、児童生徒が、まん延防止等重点措置期間中に、オンライン授業等を希望する場合、出席停止扱いとする。

#### 2 その他

発熱等があれば、まずは地域の医療機関(かかりつけ医等)に電話でご相談の上、病院受診をお願いいたします。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター(伊丹健康福祉事務所)」や「兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター」へご相談ください。

【参考】「発熱等の症状がある方へ(医療機関受診方法の案内)」(兵庫県ホームページ)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hatsunetsusoudan.html>